

被扶養者の資格調査(再認定)にご協力ください

今年も被扶養者の資格調査(再認定)を行います。被扶養者の資格調査とは厚生労働省の通達に基づき、現在被扶養者となっている方が認定要件を満たしているか確認するものです。ご理解とご協力をお願い致します。

実施期間 平成27年9月中旬から10月30日(金)まで

対象者 18歳以上の被扶養者(高校生を除く)

- ※ただし、下記に該当する場合は調査対象外となります。
- ・平成27年4月1日以降に被扶養者として認定された方
 - ・平成9年4月2日以降に生まれた方



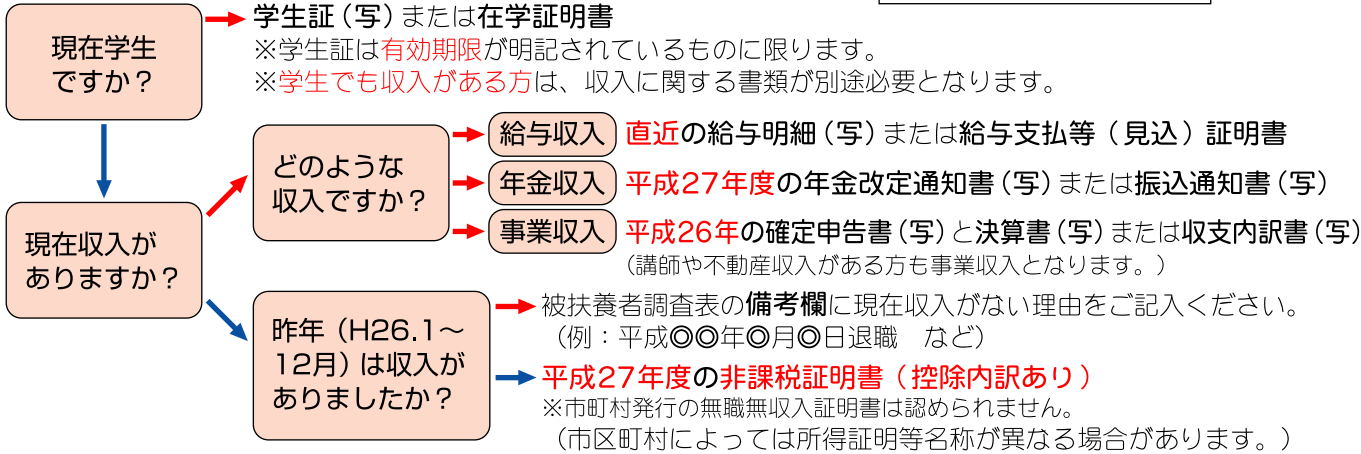
【資格調査に必要な書類】

被扶養者調査表(対象者全員)

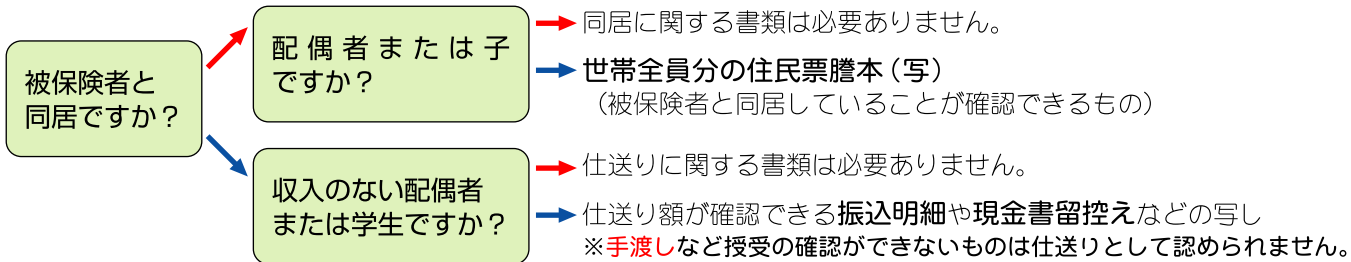
- ・収入に関する書類(対象者全員)※1
 - ・同居に関する書類(配偶者・子以外で被保険者と同居の方)※2
 - ・仕送りに関する書類(無収入の配偶者・子以外で被保険者と別居の方)
- その他個人の状況により、上記以外の書類をご提出していただく場合もあります。詳しくは、被扶養者調査表をご確認ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

【※1 収入に関する書類】

はい → いいえ →



【※2 同居に関する書類・仕送りに関する書類】



被扶養者の要件を満たしていない方が認定を受けている場合・・・

健康保険の被扶養者数は健保組合から後期高齢者医療制度への支援金などに反映される仕組みとなっているため、被扶養者の要件に該当しない方がいる場合、皆様より納付された保険料に不要な支出増となり、将来的に保険料の引き上げにもつながりかねません。保険料適正化のためにも、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

今年の健康診断はもう受けられましたか？



健康診断の目的は、病気の早期発見・早期治療ですがそれだけではありません。いつまでも元気であるために、健康診断を毎年受けて、ご自分のからだの状態をチェックし、ちょっと気になる結果が出たら食事や運動などの生活習慣を改善して来年の診断で確認してみましょう。当健康保険組合では、被保険者(本人)被扶養者(家族)の方の健診費用を一部補助しております。今年も健康診断を必ず受けて、出来ることから健康づくりを始めましょう！！

補助額

健診費用の補助額は定額です

補助額の一例

①人間ドックA	②人間ドックB	③生活習慣病予防健診
24,000円	16,000円	8,000円

健診種別

年齢区分はつぎのとおりです

①人間ドックA	②人間ドックB	③生活習慣病予防健診
40歳以上	35歳以上	全員

④特定健診
40歳以上
★被扶養者限定(無料)

メタボリックシンドロームの発見に
的を絞った検査です。

★被保険者の方は人間ドックAとB、生活習慣病
予防健診の検査項目に特定健診の検査項目
が含まれています。

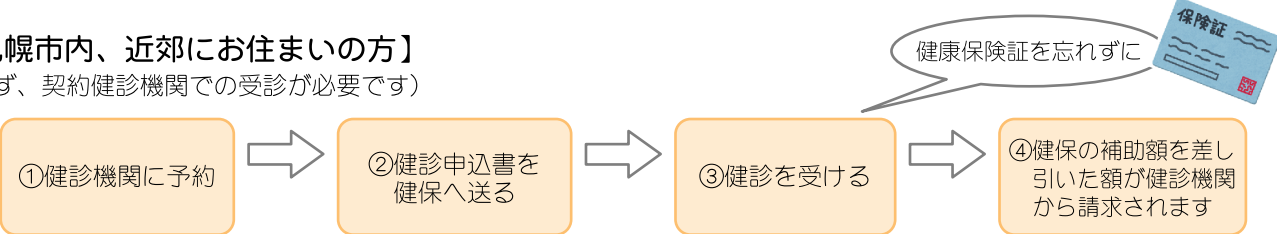
被保険者、被扶養者の方は年齢により①から③の
40歳以上の被扶養者のみ①から④の
いずれか1つの種別を受ける
ことができます。

受診方法

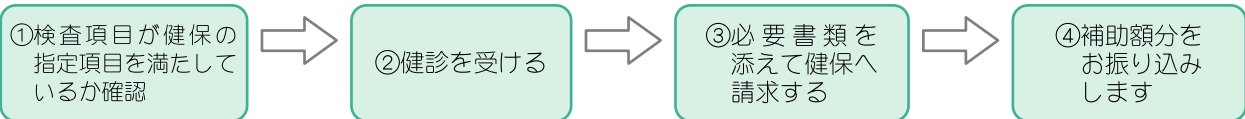
お住まいの地域によって受診方法が違いますのでご注意ください。

被保険者(本人)の方は、会社を通して受診いただきますので、各会社のご担当者様にお尋ねください。(ご家族の方が被保険者(本人)の勤務先を通す場合も含む)

【札幌市内、近郊にお住まいの方】 (必ず、契約健診機関での受診が必要です)



【札幌市以外、道外にお住まいの方】 (健保組合が契約していない健診機関で受けた場合)



詳しくは、健保だより4月号および4月に被扶養者の方へ送付している「健診のご案内」をご覧ください。